

働き方改革推進支援事業の取り組みのご報告

令和6年6月28日(金)～令和7年1月31日(金)の期間において、希望する組合員に社会保険労務士を派遣し、下記の通り働き方改革支援事業に取り組みました。

1. 支援期間：令和6年6月28日(金)～令和7年1月31日(金)
2. 支援対象：組合員各社
3. 参加数：のべ15回
4. 支援費用：厚生労働省 働き方改革推進支援助成金を活用
5. 支援方法：相談窓口の設置（巡回指導、個別相談）
6. 取組内容：
 - ① 時間外労働の上限規制に対応する労働時間の管理についての助言
 - ② 60時間を超える時間外労働の割増賃金値上げに伴う助言および説明
 - ③ 育児・介護休業法改正に基づいた規程の整備にむけた助言および説明
 - ④ 時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）の周知
 - ⑤ 労働時間の短縮につながる「生産性の向上」についての相談および助言
 - ⑥ ハラスメントについての相談および助言
 - ⑦ その他、法改正や環境の変化に対応した相談

今後も引き続き支援を希望される組合員におかれましては、事務局までお気軽にご連絡ください。